

エドモンド・バークの奴隷制廃止論と植民地国制改革¹

Edmund Burke, Antislavery and Colonial Constitutional Reform

稲垣春樹

Haruki INAGAKI

18 世紀末イギリスの政治家エドモンド・バーク（1729–1827 年）は、フランス革命を批判した保守主義者であると同時に、東インド会社の腐敗を糾弾するなど、イギリスによる植民地統治のあり方の改革を訴えた人物として有名である²。しかし先行研究は、植民地における改革という分析視角を提示していながら、当時最大の植民地問題であった奴隷制廃止論へのバークの関与を検討する視点が不十分であった。本稿はこの課題に取り組む。

バークが奴隷制への関心を最初に示したのは、『アメリカにおけるヨーロッパの植民地概況』（1757 年）においてであった³。そこで白人入植者による奴隷に対する苛烈な取り扱いを批判したバークは、1780 年にまとめた奴隷制批判論である『黒人奴隷法案』（1780 年）を書き、奴隷貿易を批判する立場を示した⁴。その後、奴隷貿易廃止運動が高まりを見せると、その主導者であった下院議員ウィリアム・ウィルバーフォースらとともに、バークは奴隷貿易の即時廃止を主張した。しかし 1792 年に対仏戦争が開始されると、バークは漸次的解放論へと立場を変更した。特に、後のハイチ革命の端緒となった 1791 年サントマングにおける奴隷蜂起に衝撃を受けたバークは、翌年 1792 年には与党の有力政治家ヘンリー・ダングスの主張する漸次的解放論を支持し、その文脈で、ダングスへの書簡とともに『黒人奴隷法案』を公表した⁵。後述するように、『黒人奴隷法案』は、奴隷制の廃止そのものを求め

¹ 本研究は、青山学院大学文学部附置人文科学研究所の 2021 年度研究プロジェクト「イギリス奴隷制廃止運動についての新しい国制史研究」による研究成果である。

² David Dwan and Christopher J. Insole (eds), *The Cambridge Companion to Edmund Burke* (Cambridge: Cambridge University Press, 2012).

³ Edmund Burke, *An Account of the European Settlements in America*, 2 vols (London: Dodsley, 1757).

⁴ Edmund Burke, 'Sketch of the Negro Code', in id., *The Works of the Right Honourable Edmund Burke*, new edition, vol.9 (London: Livingston, 1826), 285–317.

⁵ David Brion Davis, *The Problem of Slavery in Western Culture* (New York, NY: Oxford University Press, 1966), 396–99; F. P. Lock, *Edmund Burke Volume II: 1784–1797* (Oxford: Clarendon Press, 2006), 413–14; Richard Bourke, *Empire and Revolution: The Political Life of Edmund Burke* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2015), 595–97.

るものではなく、むしろ奴隷制の安定的な継続を前提としていた。

先行研究は、バークの奴隷解放運動への貢献を積極的に評価するものと、バークの運動への関与が限定的であったことを強調するものと大きく二分されている。まず、バークを積極的に評価するのがグレゴリー・コリンズである。コリンズは、『アメリカにおけるヨーロッパの植民地概況』を18世紀における奴隷解放論の先駆的な業績として評価するとともに、『黒人奴隷法案』においてバークが、奴隷主の所有権の制限や奴隷自身の所有権の保障を提起したことを重視して、バークの奴隷解放論の同時代的な意義と後世への影響力を高く評価した⁶。これは、これまでの奴隷制研究における通説的な見解であると言える⁷。

これを批判するのが、ピーター・マーシャルおよびダニエル・オニールである。マーシャルは、バークの校訂版著作集（オックスフォード大学出版局）の編者であり、2019年にバークと奴隷制に関するものとしては初めてのモノグラフを著した。その中でマーシャルは、バークが最も関心を抱いていたのはイギリス大西洋帝国の国制を維持することであり、その不可欠の構成要素であった西インド諸島における奴隷貿易についてバークが根本的な批判を行うことはなかったと指摘した⁸。オニールもまた、マーシャルの議論を参照しつつ、バークは奴隷制を容認する「保守的な帝国主義者」であったと主張した⁹。

このように、バークの奴隷解放論をめぐる現在の研究者の見解は大きく二分しており、論争が続いている¹⁰。この論争を考える上で、マーシャルによる次の指摘は重要である。マーシャルは、バークの『黒人奴隷法案』は当時において盛んに提起されていた植民地文明化プロジェクトの一つと理解すべきであると指摘する¹¹。つまりバークの奴隷解放論は、バークによる植民地国制改革の文脈において検討する必要があるのである。同様の指摘は、クリストファー・ブラウンによってもなされている。ブラウンは、バークや奴隷制廃止論者グランヴィル・シャープといった人物が提起した植民地改革は、奴隷制についての管轄権を帝国のコモンローの統制下に置こうとする試みでもあったと指摘している¹²。これらの研究は、

⁶ Gregory M. Collins, 'Edmund Burke on Slavery and the Slave Trade', *Slavery and Abolition*, 40, 3 (2019), 494–521; Gregory M. Collins, *Commerce and Manners in Edmund Burke's Political Economy* (Cambridge: Cambridge University Press, 2020).

⁷ 例えば以下を参照。岸本広司「付論バークの奴隷制批判について」『バーク政治思想の展開』（御茶の水書房、2000年）775–89頁。

⁸ P. J. Marshall, *Edmund Burke and the British Empire in the West Indies: Wealth, Power, and Slavery* (Oxford: Oxford University Press, 2019), 155–222.

⁹ Daniel O'Neill, *Edmund Burke and the Conservative Logic of Empire* (Oakland, CA: University of California Press, 2016).

¹⁰ Daniel O'Neill, 'Edmund Burke on Slavery and the Slave Trade: A Response to Gregory M. Collins', *Slavery and Abolition*, 41, 4 (2020), 816–27; Gregory M. Collins, 'A Response to Daniel I. O'Neill', *Slavery and Abolition*, 41, 4 (2020), 828–39.

¹¹ Marshall, *Burke*, 185.

¹² Christopher Leslie Brown, *Moral Capital: Foundations of British Abolitionism* (Chapel Hill, NC:

バークを 18 世紀的な植民地国制改革の枠組みに位置づけているのである。

これに対して、バークの奴隷制論を 19 世紀的なイギリス帝国のあり方との関連で議論しているのが、国際法の観点からバークと奴隷制について検討したパーヴァティ・メノンである。メノンは、バークの奴隷制論が奴隷制の廃止というより「改善」(amelioration)の試みであったことを指摘しつつ、その議論が国際法における「保護」(protection)および「信託統治」(trusteeship)の議論を先取りしていたことを指摘した¹³。より広い研究動向として、ローレン・ベントンとリサ・フォードは、植民地政府に対する本国からの統制強化の動きが、19 世紀前半においてイギリス帝国の植民地法制が国際法体制として体系化されていくことの重要な契機となったと論じており、奴隷制反対論の高まりをその一部として位置づけている¹⁴。さらに大澤広晃らは、このような人道主義的な統制強化が、植民地における白人による非白人に対する暴力を批判することで、結果的にイギリスの帝国統治を正当化したと指摘している¹⁵。

このような文脈を踏まえて、以下ではバークの『黒人奴隷法案』の内容を検討する。『黒人奴隷法案』は前文と本文 4 章からなり、第一章が奴隷貿易船に関する規定、第二章が奴隷売買に関する規制、第三章が中間航路について、第四章が植民地における奴隷の具体的な取り扱いや管理統制の体系についての規定となっている。以下、『バーク著作集』第 9 巻(1826 年)のページ数をかっこで示す。

まず、前述したように、バークの奴隷制論は 18 世紀の植民地国制改革と強く関連していた。バークはまず、奴隷売買のあり方についての規制が必要であると主張した。そのためには、奴隷海岸をいくつかの市場域(marts)に分けて、そこで奴隷売買をさせることとし、その市場域を総督と参事会員が監督すべきであるとした(289-90)。このようにバークは、違法な奴隷売買を実効的に取り締まる方法として総督(Governor)と参事会員(Councillors)の役割を重視した。ただし、総督および参事会員は、アフリカ会社(African Company)の指示に従うこととされた(290)。総督と参事会員はアフリカ会社に日誌を送り、その日誌はアフリカ会社から国務大臣に送られることになっていた(294)。このようにバークは、アフリカにおける奴隷取引について、特許会社を通じて管理することが適切であると考えていた。民間の貿易会社に特許状を与えて植民地を統治させる半官半民

University of North Carolina Press, 2006), 228-40, 255-56.

¹³ Parvathi Menon, 'Edmund Burke and the Ambivalence of Protection for Slaves: Between Humanity and Control', *Journal of the History of International Law*, 22, 2-3 (2020), 246-68.

¹⁴ Lauren Benton and Lisa Ford, *Rage for Order: The British Empire and the Origins of International Law 1800-1850* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2016).

¹⁵ 大澤広晃「長い 19 世紀におけるイギリス帝国と『人道主義』—研究の動向と展望—」『南山大学紀要アカデミア人文・自然科学編』9 号(2015 年) 115-33 頁; Lauren Benton, Adam Clulow and Bain Attwood (eds), *Protection and Empire: A Global History* (New York, NY: Cambridge University Press, 2018).

の方法は、実定国際法が普及する以前の近世～近代ヨーロッパ帝国において広く見られたものであった¹⁶。マーシャルも指摘するように、パークの奴隷制批判は、そのようなイギリスの植民地支配それ自体を批判するものではなかったのである¹⁷。

パークは、奴隷の保護および待遇改善と、キリスト教および自由な労働を通じた奴隷の文明化とを密接に関連させた。市場域には教会堂と学校を建設して聖職者と教師を置き、さらに大工、鍛冶屋、外科医において現地の住民を徒弟とすることが規定された（291-93）。パークは、特に女性の奴隷の待遇改善が必要であることを強調した。例えば、奴隷売買の際には、奴隷を保護するため、事前に監督官が検査して、奴隷が妊娠中の場合には売買できないこと、それに違反した売買業者は総督による処罰を受けることを規定している（295）。同様に、中間航路に関する規定においても、パークは女性の奴隷に性的な暴行を加えた船員に対する処罰を規定している（300-301）。そして奴隷が出産した場合、出産前1カ月、出産後6週間は労働が免除されることも規定された（312）。奴隷が移送された先の植民地においても、各地区には教会堂が建設され、ロンドン主教が監督する司祭と教会書記が任命されるとともに、それら聖職者が治安判事を兼ねることで、酒類などの販売許可の権限を与えられた（305-7）。聖職者の重要な役割には出生・死亡・結婚の登録があり、特に奴隷の結婚は、奴隷が自由（解放）を得るための条件として義務化された（311-12）。奴隷を土曜の午後と日曜に労働させることも禁止された（313）。そのような自由な社会の中核となるべきは家族であり、奴隷売買によって夫と妻と子が離散することは避けられるべきであることもまた、規定された（313）。さらに、パークの『黒人奴隷法案』には、不動産に対する奴隷の所有権を保護する規定も存在した。奴隷の家屋と土地を奴隷の同意なしに売却することは禁止され、奴隷には自分の財産を遺言により遺贈する権利も与えられた（314）。

奴隷解放論において奴隷の家族のあり方が重視され、それが奴隷制改善の重要な項目となっていたことは、並河葉子が指摘する通りである¹⁸。またそれは、当時において宣教協会などが主張し始めていた商業、キリスト教、文明化という「三つのC」を重視する姿勢と共鳴するものでもあった¹⁹。そして奴隷解放のプロセスとして奴隷を徒弟とすることや、教会堂を作って奴隷をキリスト教化すること、そして奴隷に所有権を認めることは、シャープによるシエラレオネ植民地建設計画と共通である²⁰。これらのことから、パークの奴隷制論が

¹⁶ Andrew Phillips and J. C. Sharman, *Outsourcing Empire: How Company-States Made the Modern World* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2020), 151, 187.

¹⁷ Marshall, *Burke*, 5.

¹⁸ 並河葉子「イギリス領西インド植民地における「奴隷制改善」と奴隷の「結婚」問題」『史林』99巻1号（2016年1月）146-76頁。

¹⁹ Andrew Porter, *Religion versus Empire?: British Protestant Missionaries and Overseas Expansion, 1700-1914* (Manchester: Manchester University Press, 2004), 91-115.

²⁰ 細口泰宏「奴隷制廃止運動家グランヴィル・シャープのシエラレオネ入植地建設計画：他の入植計画との比

18 世紀の植民地国制改革論と密接に関連していたことがわかる。

同時に、バークの奴隷と国制に関する議論が、19 世紀以降の議論を先取りする側面を有していたことも重要である。植民地政府の司法長官（Attorney General）が兼務する奴隷保護官（Protector of Negroes）に与えられた権限は大きかった。奴隷保護官は奴隷に代わって訴訟を提起する職権上の権限を有し、公判から特定の陪審員を外す権限も与えられた（301–2）。司法長官は、奴隷に非人道的な取り扱いをした白人所有者から奴隷を取り上げ、他の奴隷主にその奴隷を売却することができると規定された。さらに、奴隷自身が自由を買うことができるだけでなく、奴隷保護官が奴隷の自由を買って解放することもできるとされた（316）。これらの活動については、総督が毎年報告を受けることになっていた（317）。違法な奴隷処遇を取り締まる実働を担うのは、年に 2 回の巡回裁判を行うために各植民地に任命された地区監督官（Inspectors of Districts）であり、プランテーションの責任者（Overseers）には地区監督官の調査に対する協力義務が課せられた（302–3）。植民地史家ゾーイ・レイドローが指摘するように、中央政府が司法権限を有する役人を派遣して現地の白人による奴隷虐待を取り締まるこのような方法は、19 世紀前半以降、イギリス帝国の各地で実施されたものであった²¹。バークによる奴隷社会取り締まりの方法は、そのような帝国の中央から植民地を管理統制する動きの先駆的なものであったといえるだろう。

このような制限に不服のある現地の白人は、裁判所ではなく総督に上訴できた（304–5）²²。これはバークが、行政権（＝総督）による裁定を、独立の司法権を与えられた裁判所の決定よりも重視していたことを示している。イギリス帝国においては、行政をチェックする機能を立法と司法のどちらにより実現するかについての論争が 18 世紀を通じて存在し、植民地において植民地政府と裁判所との間に激しい対立をしばしば引き起こしていたが、1820～40 年代を通じて、行政府に立法権を与えて司法権に対する優位を確立するという傾向が顕著になった²³。バークの奴隷制に関する議論は、この点でも、19 世紀の議論を先取りするものであったといえることができる。

以上、バークの『黒人奴隷法案』を植民地国制改革という文脈において検討してきた。まとめると、奴隷保護のための大きな権限を本国から派遣する総督に与えて白人入植者による奴隷虐待を厳しく取り締まるとともに、奴隷に所有権を認めてそれを司法によって保護する

較）『青山史学』35 号（2017 年）45–60 頁。

²¹ Zoë Laidlaw, 'Investigating Empire: Humanitarians, Reform and the Commission of Eastern Inquiry', *Journal of Imperial and Commonwealth History*, 40, 5 (2012), 749–68.

²² 同様の指摘は以下を参照。Marshall, *Burke*, 191–93.

²³ Haruki Inagaki, *The Rule of Law and Emergency in Colonial India: The Judicial Politics in the Early Nineteenth Century* (Cham: Palgrave Macmillan, 2021), Introduction.

こと、そして、奴隷が保護された社会を実現するために、法と処罰のみならず、教会と自由な労働を通じた文明化の方策が併用されていたことが、その特徴であるといえるだろう。この意味で、バークの奴隷解放論は、宗教的で文明的な植民地社会を建設しようとする18世紀の動向にさおさすものであり、かつまた、帝国法による植民地統制を志向する19世紀以降の動向の先駆的なものとしても評価できる。つまりバークの奴隷制論の特徴は、このような移行期的な性格にある。そのため、一方で、オニールやマーシャルのように、バークを18世紀的な大西洋帝国の国制擁護者としてのみ描くことは、19世紀への連続性を十分に考慮しておらず一面的である。しかし、バークの奴隷制論を19世紀の奴隷制批判の先駆的なものとしてのみ位置付けるコリンズの議論もまた、18世紀の植民地国制改革論という同時代的な要因を十分に考慮していない点で問題がある。今後は、このような奴隷制論と国制論の関連について、さらに多様な事例を検討していく必要があるだろう。それは18・19世紀イギリスの国制と帝国の関係について、理解を深める重要な視点となるであろう。